

# 建設工事に係る監理技術者等及び現場代理人の雇用関係について

令和8年4月1日

「建設工事の適正な施工を確保するため、監理技術者等については、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であることが必要であり、このような雇用関係は、資格者証、住民税特別徴収税額通知書等に記載された所属建設業者名及び交付日より確認できることが必要である。」とされています。『監理技術者制度運用マニュアル（二-四）』

非専任の主任技術者等及び現場代理人については、必ずしも3ヶ月以上の恒常的な雇用関係を求められるものではありませんが、本市発注工事においては、請負契約の的確な履行を確保するため、受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係を求めることとします。また、業務委託についても同様の取り扱いとします。

本市では、これらの雇用関係について、『事後審査型条件付一般競争入札公告共通事項の9配置予定技術者制度の運用（1）』において、『監理技術者制度運用マニュアル（平成16年国総建第315号）』によるものとしています。

この運用について、より明確に実施するため、この直接的かつ恒常的な雇用関係について、雇用期間の要件及び確認方法について、次のとおり取扱うこととします。

なお、雇用関係については、受注者が自ら証明する必要があることから、審査において疑義が生じた場合は、以下に示す書類の他、確認できる資料の追加提出や提示を求めることができるものとします。

## 1. 雇用期間の要件について

雇用期間の要件については【表1】のとおりとします。

【表1】：雇用期間の要件

区分		一般競争入札	指名競争入札	随意契約
専任	主任技術者 監理技術者	入札の申込のあった日 以前に3ヶ月以上の 雇用関係にあること	入札の執行日 以前に3ヶ月以上の 雇用関係にあること	見積書の提出のあった日 以前に3ヶ月以上の 雇用関係にあること
専任特例	監理技術者 監理技術者補佐			
非専任	主任技術者 等			
	現場代理人			

### 【雇用期間の要件に関する注意事項】

（1）監理技術者等の工期途中での交代は、死亡、傷病、被災、出産、育児、介護又は退職等の場合や、受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合、工場から現地へ工事の現場が移行する場合や工事工程上技術者の交代が合理的な場合で、やむを得ないとして承認された場合のほかは、原則として工期途中での交代は認めない。また、配置技術者を変更する場合は、当初の監理技術者等と同等以上の者を配置しなければならない。

## 2. 雇用関係の確認方法について

入札及び契約にあたり、監理技術者等及び現場代理人の雇用関係を証する資料の提出が必要な場合、次のいずれかの書類等により確認を行います。

【表 2】：雇用関係の確認方法

	証 明 書 類	雇用開始の認定日
①	健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し	最新の（必要に応じて前年度も）通知書の通知日
②	住民税特別徴収税額の決定（変更）通知書（特別徴収義務者用）の写し	最新の（必要に応じて前年度も）通知書の通知日
③	監理技術者資格者証（表面及び裏面）の写し ※所属建設業者名の記載のあるもの	交付日
④	健康保険組合が発行する健康保険被保険者資格加入証明書の写し	最新の（必要に応じて前年度も）証明書の証明日
⑤	給与台帳等給与の支払い状況の確認できる書類の写し ※受注者の記名押印したもの ※従業員 5 人未満を雇用する個人事業所または後期高齢者保険制度被保険者で、②、③によることができない場合のみ	最新の 3 ヶ月の給与台帳等の支払い状況

### 【雇用関係の確認方法に関する注意事項】

- （1）いずれの証明書類においても、所属建設業者名及び認定日がわかる部分の写しを提出
- （2）健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し等を提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキングを施すこと

#### マスキング必要箇所

健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し：被保険者整理番号